

京都大学国際高等教育院（仮称）設置準備委員会要項

（平成24年12月18日総長裁定）

第1 京都大学に、国際高等教育院（仮称。以下「教育院」という。）の設置に関する重要事項を審議するため、設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長が指名する理事
- (2) 高等教育研究開発推進機構長
- (3) 各学部長
- (4) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究所、地球環境学学、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の長のうちから1名
- (5) 研究所長又はセンター長 1名
- (6) 本学の専任の教授 若干名
- (7) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第4号から第7号までの委員は、総長が委嘱する。

第3 委員会に委員長を置き、第2第1項の委員のうちから総長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 委員会に関する事務は、学務部共通教育推進課において処理する。

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成24年12月18日から実施する。